

## 平成 27 年度団体連携強化事業 実施要項

- 1 目 的 既存のスポーツ団体においては会員数や加入率の減少が課題となっている。  
よって、今まで交わる事が少なかった総合型地域スポーツクラブと既存団体とが連携・協働して事業を実施することでお互いの「強み」と「弱み」を相互補完できる関係を構築し、より広い視点での地域スポーツの発展を目的とする。
- 2 助成対象事業 (1) 内 容 上記目標の達成に向けて各種団体と連携して実施するイベント、スポーツ教室、広報活動、会議等の内容とする。  
(2) 期 間 交付決定日～平成 28 年 3 月 4 日 (金)  
(3) 対 象 県認定クラブ (県認定準備クラブ) が主催する事業
- 3 助 成 額 5 万円を上限とする。
- 4 対象経費 助成金の対象経費は以下のとおりとし、その限度額等は別に定める経理処理基準に示すとおりとする。
- 5 申込手続 事業実施を希望する団体は、事業実施申込書を (公財) 岐阜県体育協会に提出すること。  
(1) 提出書類：事業実施申込書【様式 1】  
(2) 提出期限：事業実施 2 ヶ月前、若しくは平成 27 年 12 月 28 日 (月)のいずれか早い期日。
- 6 事業実施クラブの選考  
(公財) 岐阜県体育協会において、期日までに事業実施申込書の提出があったクラブから事業実施者 (クラブ) を決定し、通知する。
- 7 交付申請 事業実施者は、以下の書類を (公財) 岐阜県体育協会まで提出すること。  
(1) 提出書類：交付申請書【様式 1】、実施要項【様式 2】、収支予算書【様式 3】  
請求書：【様式 4】  
(2) 提出期限：事業実施 1 ヶ月前、若しくは平成 28 年 1 月 25 日 (月)のいずれか早い期日
- 8 交付決定 (公財) 岐阜県体育協会において、事業実施者から提出された交付申請書を精査の上、適正と認めた場合交付決定し、助成金を交付する。
- 9 証拠書類の整備 各経費の証拠書類は原本を提出することとし、1 枚 1 枚が重ならないように支出科目別に整理し、A4 版用紙に添付の上、事業実施報告書提出の際に添付する。

- 10 報 告 事業実施クラブは事業実施後、以下の書類を公益財団法人岐阜県体育協会に提出すること。
- (1) 提出書類 実績報告書、事業実施報告書、活動写真、収支決算書、証拠書類
  - (2) 提出期限 事業実施後1ヶ月以内、若しくは平成28年3月4日(金)のいずれか早い期日。
- 11 剰余金の返還 事業終了後、剰余金が生じた事業実施者は、直ちに公益財団法人岐阜県体育協会に剰余金を返還しなければならない。
- 12 その他
- ・県認定クラブ及び県認定準備クラブが各1回ずつ実施する事が望ましい。
  - ・本事業実施要項に示さない事項については、公益財団法人岐阜県体育協会と事業実施者が協議して、適切に対応するものとする。

**岐阜県委託事業**